

様式第1号

茨城県立特別支援学校学習用端末等借受、持ち帰り申請書及び承諾書

年 月 日

茨城県立勝田特別支援学校長 殿

学習用端末等を利用したいので、下記のとおり保護者連署をもって申請します。  
なお、利用にあたっては、裏面の貸出し条件を遵守します。

記

申請者 (利用者)	住 所  (ふりがな) 氏 名
申請者が在籍 (予定)の学校	茨城県立 学校
保護者 (親権者又は 未成年後見人)	住 所  (ふりがな) 氏 名 ※署名は必ず本人が行ってください。 電話番号 ( ) 申請者との関係 ( )
借受けを希望する物品 (該当する項目に ☑を付けること)	<input type="checkbox"/> 学習用端末及び付属品 <input type="checkbox"/> モバイルルータ及び付属品

※ モバイルルータの借受けを希望する方は、特別支援教育就学奨励費の区分を確認させていただきます。

※ お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面)

## 貸出し条件

1. 利用者は、その貸出しを受けた時から貸出し物品について善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うものとする。
2. 貸出し物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸出し物品を、第三者に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸出し物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3) 貸出し物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (4) 貸出し物品を利用し、県又は第三者に対して被害や悪影響を与えること。
  - (5) 校長が別に定める「タブレット端末等活用の手引き」等に反する行為を行うこと。
  - (6) その他学習用端末等貸出しの目的及び貸出し決定書に記載される遵守事項に反すること。
3. 利用者は、校長から貸出し物品の使用又は管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用端末の各家庭での充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. モバイルルータの使用に係る通信料は、利用者の負担とする。ただし、学校が臨時に休業する期間の通信料については、その一部を県が補助する場合がある。
6. 利用者は、貸出し物品を亡失したとき又は貸出し物品が損傷したときは、直ちに貸出し物品亡失・損傷届（様式第5号）を校長に提出しなければならない。
7. 利用者の故意又は重大な過失により貸出し物品を亡失又は損傷をした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
8. 利用者は、貸出し物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
9. 県立特別支援学校は、貸出しの目的外の貸出し物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
10. 利用者が、当該校在籍でなくなった場合は、貸出し決定を取り消す。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸出し物品を返却しなければならない。
11. 利用者は、校長が別に定める貸出し期間終了日までに、貸出し物品を返却しなければならない。
12. 貸出し期間中であっても、県立特別支援学校の使用又は管理において特別な事情が生じたときは、貸出しを中止することがある。
13. 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、貸出し条件に基づき、利用者が負担する一切の債務について利用者と連帯して保証するものとする。
14. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及びこの要項に定める事項等を遵守しなければならない。
15. その他、学習用端末等の利用に際しては、県立特別支援学校の指示に従うものとする。